

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和7年6月20日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年6月20日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年2月20日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アリオ橋本
所 在 地 緑区大山町403番3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社イトーヨーカ堂
代 表 者 代表取締役 山本 哲也
住 所 東京都千代田区二番町8番地8

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位 置	収容台数(台)
駐輪場①	届出書に添付された図面のとおり	530
駐輪場②	届出書に添付された図面のとおり	60
駐輪場③	届出書に添付された図面のとおり	170
駐輪場④	届出書に添付された図面のとおり	330

駐輪場⑤	届出書に添付された図面のとおり	2 2 0
駐輪場⑥	届出書に添付された図面のとおり	7 0
合 計		1 , 3 8 0

(変更後)

	位 置	収容台数 (台)
駐輪場①	届出書に添付された図面のとおり	4 2 1
駐輪場②	届出書に添付された図面のとおり	4 8
駐輪場③	届出書に添付された図面のとおり	1 3 5
駐輪場④	届出書に添付された図面のとおり	廃止
駐輪場⑤	届出書に添付された図面のとおり	1 7 5
駐輪場⑥	届出書に添付された図面のとおり	5 6
合 計		8 3 5

4 変更年月日

令和 7 年 1 0 月 1 1 日

5 届出年月日

令和 7 年 2 月 1 0 日

6 縦覧場所

(1) 中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局産業支援・雇用対策課

(2) 緑区西橋本 5 丁目 3 番 2 1 号

緑区役所区政策課行政資料コーナー

7 意見の提出先

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局産業支援・雇用対策課